監査公表第12号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を 講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成28年12月12日

新城市監査委員 近 藤 隆新城市監査委員 鈴 木 達 雄

監査結果の措置対象 消防本部 消防総務課、予防課、消防署

監査結果報告年月日 平成28年9月27日

監査結果に対する措置通知年月日 平成28年11月30日

講じた措置等の内容

【消防総務課】

《指摘事項1》

消防用自動車の管理台帳に不備があったので、新城市自動車等安全運行及び 管理に関する規程に基づき台帳の整備を図られたい。

《是正措置内容》

指摘のありました事項について、新城市自動車等の安全運行及び管理に関する規程第11条に基づき、消防本部が保有する全車両の自動車管理台帳を刷新し、整備を図った。

《指摘事項2》

防火水槽用地の土地の借受けに当たって、一部において借受け条件の異なる ものがある。合併前の条件を引き継いでいるものではあるが、公平性を確保す るため同じ条件で借り受けできるよう地権者に協力を求められたい。

《是正措置内容》

ご指摘のとおり、現在防火水槽用地の貸借については、固定資産税を無償にするものと賃借料(一律1,000円)を支払うものの二つの契約があります。合併後、公平性を確保するため、地権者に調整を図り、旧新城市と同じ条件の無償貸借契約を順次締結してきましたが、3件について同意が得られない状況にあります。同意が得られない理由については契約条件によるものではないた

め、ご理解いただくには困難を極めますが、今後も根気よく調整を図っていき たいと考えております。

《意見》

消防団の活動助成事業交付金については、本団・ラッパ隊・分団割・班割・器具庫割のものと、火災等出動状況に応じて団・分団・班等に交付されるものの2つがある。後者については、各団員の火災時等における出動手当的な性格を有するものであり、団員の処遇改善を図る観点からも団員個人に支払われるよう検討されたい。

《検討状況》

指摘事項につきまして、火災等出動の交付金はその性格に反し、過去から本 市消防団の慣例として、出動した団員が所属する班に対し支給されていた経緯 がある。この交付金の性格を消防団員に理解を深めていただくよう努めるとと もに、各団員の更なる処遇改善に努めていきたい。

【予防課】

《指摘事項》

新城市少年女性防火委員会に係る活動事業補助金については、前回定例監査でも指摘をさせていただいたところである。その後、委員会会則の改正等を行うなど改善されているが、補助事業の執行として疑念のあるものが散見された。本補助金の交付目的に沿い適切な執行がされるよう指導されるとともに、市予算として直接執行についても検討されたい。

《是正措置内容》

ご指摘の補助金の適切な執行については、平成28年4月1日付けで新城市 少年女性防火委員会活動事業補助金交付要綱として施行し、補助金の交付の対 象となる事業を規定するとともに、補助の対象となる経費を明確にいたしまし た。

市予算として直接執行についての検討に関しては、新城市少年女性防火委員会に属する少年消防クラブ及び女性防火クラブが加盟する愛知県少年消防クラブ運営指導協議会及び愛知県婦人消防クラブ連絡協議会への年会費請求が新城市長あてであることから、従来のとおり市予算での支出とし、女性防火クラブ員の愛知県消防学校入校における高速道路使用料についても同様に市予算で対応できるよう検討いたしました。

【消防署】

《意見》

消防署所には消防車両、装備等様々なものが配備され、その運用(運行)に 当たり必要とされる資格も数多く存在し、一部の資格取得においては職員の個 人負担に頼っているものもある。有事の際にも、車両又は装備等の運用(運行) を確実なものとするため有資格者の確保を図る必要がある。任用後の消防業務 に必要な資格取得にあっては、取得しやすい環境を整備するため公費負担若し くは助成制度等を検討されたい。

《検討状況》

消防業務は、様々な資格を取得していなければ成り立たないことが多く、特に大型・中型自動車免許等の資格については、災害出動に直接関係することから、職員採用後に係わる準義務的経費に該当すると認識しております。しかし、これまでは職員の個人負担で対応しているところが現状であるため、公費負担等の制度を導入している他市消防本部を参考とし、検討していきたいと考えます。